

⇩ 会社との金銭の貸借

Q : 会社と金銭を貸し借りした場合の取扱いはどうになりますか? 教えてください。

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

[役員にお金を貸すとき]

会社が、役員に対して金銭を貸し付ける場合は、原則として次の利息を收受しなければなりません。無利息や非常に低い利率で貸付けた場合には、実際に收受した利息とこの收受すべき利息との差額が給与として課税されますので注意してください。

① いわゆるひもつきの貸付金の場合…その借入金について支払うべき利率

② ①以外の場合…年4.1%(平成17年中の貸付けの場合)

注:①、②に満たない利率であっても、会社の平均調達金利など合理的と認められる利率に基づき利息を徴収している場合は、その利率でも問題ありません。

[役員からお金を借りるとき]

会社が役員に金銭を貸し付ける場合は利息を取らなければなりません。役員が会社に金銭を貸し付ける場合は、利息を取らなくても特に問題は生じません。ただし、借入金の元本は返済してもらわなければなりません。

金銭消費貸借契約書もなく、利息の收受もなく、具体的な返済計画もなく、借入金の返済もないようなときは、事実認定により、会社が、役員から借入金相当額の贈与を受けたものとみなされて課税される場合がありますので注意してください。

